

MINATOビジョンデザイン編集等支援業務委託事業候補者募集要項

1 目的

現行の港区基本構想は平成14年に策定されましたが、目標年次である10年ないし15年後を既に経過していることを踏まえて見直す必要があります。港区基本計画の計画期間の終期である令和9年4月から開始できるよう、これまで別冊であった港区基本構想と港区基本計画・港区実施計画を統合し、新たな総合計画として「MINATOビジョン」を策定します。

策定に当たっては、年齢、性別、国籍、障害の有無など、多様な背景を持つ人々がいることを前提に、MINATOビジョンを誰にでも伝わる形にデザインするスキルや、多くの人の目に触れるコンテンツ化など、多様な技能を総合的に備えていることが不可欠です。実績はもとより、これまでの計画に捉われず、区の新たなビジョンを効果的に表現する意欲や発想を持つ事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により事業候補者を選考します。

2 業務概要

(1) 件名

MINATOビジョンデザイン編集等支援業務委託

(2) 業務内容

MINATOビジョンの紙面構成の企画・作成や啓発動画の制作など、MINATOビジョンに関するデザイン関連業務

※詳しくは、【別紙1】仕様書（案）を参照してください。

(3) 履行期間

令和8年4月中旬から令和9年3月31日まで

(4) 事業規模

13,200,000円（税込）までとします。

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。また、提案は上記金額を超えないものとします。なお、事業規模を超えての提案を行った場合は、失格とします。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」といいます。）の参加資格要件は、以下の要件を全て満たす者とします。各要件は、参加表明書提出日を基準日とします。また、共同事業体を結成し、参加申請する場合、構成する全ての事業者が参加資格に該当することが必要です。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格の取消し又は契約を締結しない場合があります。

(1) 港区物品買入れ等競争入札参加資格を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。

- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。
- (4) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契第238号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日23港総契第1157号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として区内事業者と共同すること。共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合又はやむを得ず区外事業者のみで参加申請する場合は、区内事業者優遇に係る加点の対象とはなりません。
- (7) 【別紙1】仕様書（案）に記載している業務を適切に遂行することが可能な豊富な実績と運営・実施体制を有していること。

※ (6) の区外事業者の区内事業者との共同

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。区内事業者が単独で参加したとき又は区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるときは、一次審査において、評価点を優遇します（※詳細は、【別紙2】MINATOビジョンデザイン編集等支援業務委託事業候補者選考基準を参照してください。）。

4 選考スケジュール（予定）

事項	日程
募集要項の公表	令和7年12月25日（木）から
募集要項に対する質問受付期限	令和8年1月13日（火）午後5時まで
質問一斉回答	令和8年1月16日（金）
参加表明書・企画提案書等提出期限	令和8年2月3日（火）午後5時まで
第一次審査（書類審査）結果通知	令和8年3月4日（水）までに結果通知発送
第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年3月23日（月）午前
第二次審査結果通知	令和8年3月30日（月）までに結果通知発送
契約手続き	令和8年4月中旬以降
業務委託開始	令和8年4月中旬以降（4月20日前後想定）

5 配布書類等

(1) 公表場所

区ホームページから閲覧及びダウンロードしてください。

(2) 公表日

令和7年12月25日（木）から

(3) 配布書類

プロポーザル実施関係

- ① 募集要項
- ② 【別紙1】仕様書（案）
- ③ 【別紙2】MINATOビジョンデザイン編集等支援業務委託事業候補者選考基準

提出資料関係

- ① 【様式1】質問書
- ② 【様式2】参加表明書兼参加資格審査申請書
- ③ 【様式3】共同事業体構成書
- ④ 【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状
- ⑤ 【様式3-3】委任状
- ⑥ 【様式4】事業者概要及び業務実績
- ⑦ 【様式5】業務従事予定者の経歴及び専任性
- ⑧ 【様式6】業務従事予定者の配置計画及びスケジュール
- ⑨ 【様式7】企画提案書
- ⑩ 【様式8】プロポーザル参加辞退届

6 質問書の受付・回答

(1) 受付期限

令和8年1月13日（火）午後5時

(2) 受付方法

提出する場合は、【様式1】質問書に必要事項と質問を記入の上、「13 担当・連絡先」までメール又はFAXで提出してください。提出後、未達を防ぐため、必ず確認の電話を入れてください。

(3) 回答方法

令和8年1月16日（金）に、全ての質疑に対する回答書を区ホームページで公表します。なお、回答の際、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの等）によっては回答しない場合があります。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出受付期間

令和8年1月16日（金）から令和8年2月3日（火）

午前8時30分～午後5時（土・日・祝日を除く。）

※来庁の前日までに電話、メール又はFAXで提出の時間を予約してください。

(2) 提出先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

港区役所 4階 企画経営部企画課企画担当

TEL 03-3578-2091

(3) 提出方法

来庁の上、直接担当へ提出してください。

(4) 提出資料

- ① 物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票（写）

※複数事業者の場合は、全者提出すること。

※「港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準」により、区内事業者の認定を受けている事業者は「区内事業者認定通知」を添付すること。

- ② 【様式2】参加表明書兼参加資格審査申請書

※③～⑤は、共同事業体を結成し、参加申請する場合に提出。

- ③ 【様式3】共同事業体構成書

- ④ 【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状

- ⑤ 【様式3-3】委任状

- ⑥ 加点対象となる地域貢献活動項目がある場合は、各項目指定の提出書類

※該当する場合のみ提出。【別紙2】MINTOビジョンデザイン編集等支援業務委託事業候補者選考基準参照。

- ⑦ 【様式4】事業者概要及び業務実績

対象期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とします。国、都道府県、地方自治体が発行する行政計画（基本構想、基本計画）、民間企業等自治体以外の場合は、「会社案内」、「周年記念誌」、「社史」等、社外に向けて発信する冊子形式のデザイン支援実績を対象とします。

※自治体の場合、日本国内の自治体からの直接発注に限ります。また、民間企業等においても、直接発注に限ります。

※令和3年度から申請書提出日までに履行完了しているものを対象とします。

※共同事業体を結成し、参加申請する場合は、構成する全ての事業者について提出してください。

- ⑧ 【様式5】業務従事予定者の経歴及び専任性

前職など他社での実績は含めず、現在の事業者での経験及び実績のみを対象とします。なお、個人の業務実績については、現在の事業者における実績であれば対象期間を設けません。

※実務年数や手持ち業務量は、令和8年度を基準としてください。

- ⑨ 【様式6】業務従事予定者の配置計画及びスケジュール

- ⑩ 【様式7】企画提案書

- ⑪ 【任意様式】本編デザイン案

- ⑫ 【任意様式】啓発冊子デザイン案

- ⑬ 【任意様式】啓発動画絵コンテ

- ⑭ 【任意様式】見積書

(5) 提出書類⑩から⑬について

- ア 提出書類⑩

【様式7】企画提案書では、MINTOビジョンをデザイン化するに当たり、本編、

概要版、啓発冊子及び啓発動画のコンセプトやイメージを、既定の様式に沿って提案してください。課題の詳細は、【様式7】をご確認ください。本様式を使用して3頁まで作成することを可とします。

イ 提出書類⑪、⑫及び⑬（共通事項）

デザインの企画力や技術力を審査するため、プロポーザル参加者はMINTOビジョンの本編、啓発冊子及び啓発動画の絵コンテを試作し、提出してください。

試作品の作成に当たっては、現行の「港区基本構想」を題材とします（「9 提案にあたっての注意事項」に港区基本構想のURLリンクがあります。こちらで内容を確認してください。）。

サイズ、ページ数、製本・印刷仕様、動画時間等に制約はありません。目的に最適な仕様を自由に設計し、その意図（可読性・携行性・配布運用等）や特殊な仕様（印刷加工等）など、試作品に反映できない提案は【様式7】企画提案書に記載してください。

A/Bテストなど、様々な手法によりターゲットや効果を検証したうえで提案するよう努めてください。

ウ 提出書類⑪

本編の作成に当たり、必須とする構成要素は以下のとおりです。

- ・表紙
- ・港区の将来像（港区基本構想 第2章6～9ページ）
- ・施策の方向（港区基本構想 第3章10～11ページ）

その他のページは任意とします。

エ 提出書類⑬

動画の構成イメージを示す絵コンテを提出してください。絵コンテは、シーン単位で画面イメージや演出ポイントを簡潔に記載し、動画全体の流れが把握できるレベルとしてください。細部のアニメーションや秒単位のタイムライン指定は不要です。

提出資料に所定の様式はありません。自由な形式で作成してください。

（5）提出部数

ア 提出資料①から⑥ 1部

イ 提出資料⑦から⑭ 正本1部、副本8部

※提出資料⑦から⑩、⑭は順番に重ねて、ファイルに綴じてください。⑪から⑬は、ファイルには綴じず、それぞれそのまま提出してください。正本1部には表紙に事業者名を記入し、副本8部については事業者名を記入しないでください。また、全ての提案書等の中には、事業者名（協力事業者名を含む。）を特定する事項（社名、マーク等を記入しないでください。

ウ 提出資料データを格納したCD-R等 正本及び副本データ各1枚

※CD-R等表面には会社名及び正・副を記入してください。

※企画提案書の提出様式はPDFとし、一様式・提案あたり100MBを超えないものとします。また、提出資料全データの容量は、合計500MBを超えないものとします。

（6）留意事項

資料はA4サイズ、文字サイズは11ポイント以上とし、様式ごとの作成枚数は片面印刷1枚とします。正本、副本とも、各様式に様式番号を記載したインデックスを付してください。

ただし、以下の提出書類（「(4) 提出資料」）については、以下のとおりの要件で作成するものとします。

ア ⑦様式4及び⑧様式5

件数に応じて、既定の様式を複数枚作成することを可とします。

イ ⑨様式6及び⑩様式7

既定の様式を3枚以下まで作成することを可とします。

ウ ⑪から⑬

様式、サイズ、ページ数の制約は設けません。

8 業務候補者の選考と審査

【別紙2】MINATOビジョンデザイン編集等支援業務委託事業候補者選考基準のとおりです。

9 提案にあたっての注意事項

(1) MINATOビジョンは、現行の「港区基本構想」及び「港区基本計画」を統合した総合計画として1冊にまとめる予定です。そのため、提案に当たっては、これらの計画の性質を理解した上で、企画提案書等を作成してください。ただし、現行のデザインや構成に縛られる必要はありません。

・港区基本構想

<https://www.city.minato.tokyo.jp/kikaku/kuse/shisaku/kihonoso/koso.html>

・港区基本計画

<https://www.city.minato.tokyo.jp/kikaku/kuse/shisaku/kihonoso/kekaku.html>

・MINATOビジョン策定に向けた区民等意識調査報告書

<https://www.city.minato.tokyo.jp/kikaku/kuse/shisaku/minato-vision/kumintouishikichosa.html>

(現行の「港区基本構想」の認知度については、問6-1に記載があります。)

(2) 次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となり、参加が認められない場合があります。

① 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの

② 記入すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

③ 虚偽の内容が記載されているもの

④ 本要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接又は間接的に求めた場合

(3) 本提案に要する費用、旅費、その他業務に関する一切の費用は、応募事業者の負担とします。

(4) 提出書類等の返却はいたしません。

(5) 提出受付期間終了後の提出書類等の差替え及び再提出は認めません。

(6) 質問受付終了後は、本業務に関しての質問は一切受け付けません。

(7) 提出された企画提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製することができます。

(8) 選考された企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、区は無条件でその使用権を持つものとします。

(9) 企画提案書に記載した総括責任者は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き変更する

ことができません。

- (10) 区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとします。
- (11) 参加表明後にプロポーザル参加辞退する場合は、【様式8】プロポーザル参加辞退届を提出してください。

10 その他

- (1) プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報、資料及びその他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。
- (2) プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守してください。また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に応じるものとします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。
- (3) プロポーザル関連書類作成のために区が配布した資料等は、区の許可なく公表・使用することはできません。
- (4) 本業務への参加申込事業者が1者の場合であっても、各審査を実施します。
- (5) プロポーザルの参加に当たりプロポーザル参加者に生じた損害等について区は一切その責を負いません。
- (6) メール等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
- (7) 公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は、選考を中止することがあります。
- (8) 業務委託に要する費用は、令和8年度予算として成立した額の範囲での契約となります。
- (9) 区は、事業候補者と契約を締結するにあたり、港区契約事務規則（昭和39年港区規則第6号）第39条の2の規定に基づき港区業者選定委員会に推薦し、審議を経ます。審議の結果によっては契約を締結しない場合があります。
- (10) 虚偽申請等不正行為が発生した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

11 選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、全て区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公表です（ただし、同条例第5条に定めるものを除く。）。

事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された企画提案書を原則として区ホームページで公表します。企業秘密に関する記載があるなど、提案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼します。

12 開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物として、同法第18条第3項第3号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記

載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

13 担当・連絡先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25
港区企画経営部企画課企画担当 草野（区役所4階）
電話：03-3578-2091 FAX：03-3578-2034
メール：kikaku@city.minato.tokyo.jp